

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。） ロ 爆発薬 十八の二 八十五の六 （略） 八十五の七 四一「二一（四一ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一「二一（四一ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン一九・四%以下を含有するものを除く。 八十五の八 八十五の十五 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 十八の二 八十五の六 （略） （新設） 八十五の七 八十五の十四 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）